

平成22年度公共事業労務費調査

国土交通省総合政策局建設市場整備課

よしの まこと
課長補佐 吉野 睦

1

はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」第80条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」として、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省および国土交通省（以下「二省」という）では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という）を決定するため、公共事業労務費調査（以下「労務費調査」という）を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査しています。

労働者の賃金の支払い実態は、労働基準法において調製、保存が義務付けられている賃金台帳等を元に把握しますが、その調査方法については、よりの確に賃金の支払い実態を把握するための改善を行っています。平成22年度労務費調査においても、調査方法の適正化に取り組んでいるところですが、本稿では、労務費調査の実施方法と主な変更点を中心に紹介します。

2

労務費調査実施方法の概要

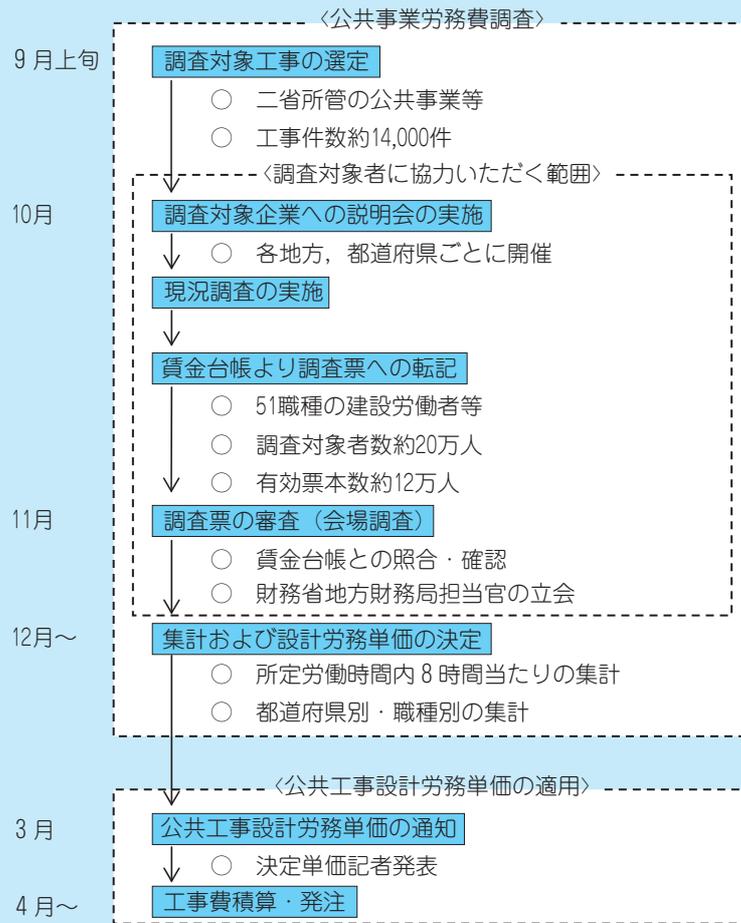
(1) 調査対象工事

翌年度から適用する設計労務単価を決定するために、労務費調査においては、原則として10月の賃金の支払い状況を調査しています（図—1参照）。

労務費調査の対象となる工事は、二省が関係する直轄事業、補助事業、都道府県、政令指定都市および二省が所管する独立行政法人等の事業から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事をリストアップし、それらの工事を選定母集団として無作為に抽出された工事です。

調査対象工事においては、調査月である10月に当該工事に従事した建設労働者の賃金を、51の調査対象職種の区分に基づいて調査しますが、所属、勤務する企業の規模や下請次数の制限はなく、51の調査対象職種に該当するすべての建設労働者が労務費調査の対象です。

調査対象工事に従事し、調査対象となった企業（元請企業、下請企業等）では、賃金台帳等から労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を転記、記入します。調査対象となった企業は、その後、調査票を必要書類や資料とともに会場調査に持ち込み、調査員により調査票に記入された賃金、職種の分類、労働時間等の記載内容について、事前



図一 公共事業労務費調査の流れ

に実施された調査対象工事の現場における労働者の数や職種を調べる現況調査の結果や、調査票とともに持ち込まれた健康保険および厚生年金保険の支払い証明類、資格免許類、賃金台帳等の各種書類と照合および確認を行い正確に賃金の実態を把握します。この会場調査は全国のべ約500カ所で行われていますが、各会場調査で収集された標本は電子データ化された後に集計され、翌年度からの公共工事の積算、発注に用いられる設計労務単価を決定します。

(2) 設計労務単価の概要

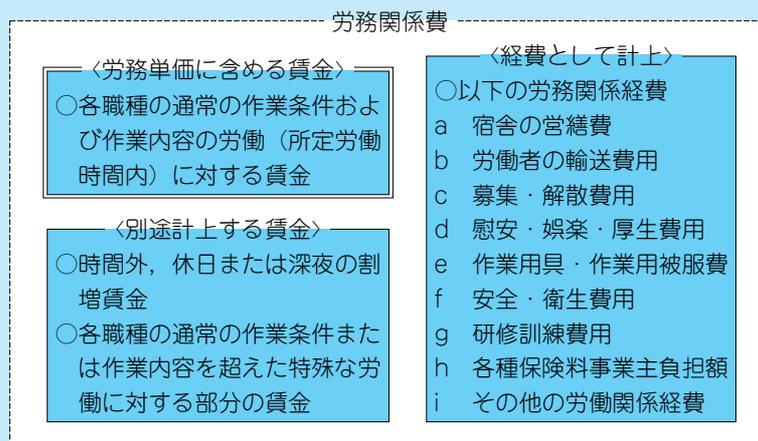
一般に労務関係費といわれる費用には、賃金のほかにもさまざまな経費が含まれています(図一2)。設計労務単価は、賃金の中の基本給相当額、基準内手当、臨時の給与(賞与等)、実物給与を含みますが(図一3)、時間外、休日または

深夜の割増賃金、通常の作業条件および作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は含みません。時間外や休日労働を前提とする工程を発注者が組む場合は、割増賃金を考慮した積算を実施する必要があります。このほか、設計労務単価に含まれない法定福利費の事業主負担分、安全訓練に係る費用等の労務関係経費は、積算においては現場管理費等の諸経費に別途含まれています。

(3) 設計労務単価の留意事項

設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分留意して利用する必要があります。

- ① 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ② 所定労働時間内8時間当たりとして設定した



図一 2 公共工事の積算における労務関係費

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①基本給相当額}}_{\text{所定労働時間内 8 時間当たり}} + \underbrace{\text{②基準内手当}}_{\text{所定労働時間内 8 時間当たり}} + \underbrace{\text{③臨時の給与}}_{\text{所定労働日数 1 日当たり}} + \underbrace{\text{④実物給与}}_{\text{所定労働日数 1 日当たり}}$$

図一 3 労務単価の構成

ものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって設計労務単価を参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの設計労務単価の意味を十分に理解の上で取り扱う必要があります。さらに、例えば交通誘導業務について警備会社と契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費および一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取り扱いを図る必要があります。

3

平成22年度労務費調査について

(1) 平成22年度労務費調査においても調査の適正化のため調査方法の改善を行っており、特に次の4点については、調査対象となる企業への周知に努めています。

① 標本の適切な分類

労務費調査では、一部の職種を除き、「相当程

度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請および下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

【参考】 技能、免許等が必要と定義されている職種

1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工，運転手（特殊），運転手（一般），潜水士，交通誘導員A

- 4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種
 普通作業員，トンネル作業員

② 調査対象外の労働者の周知

- ・見習・手元等の労働者については，従来どおり，原則として調査対象外になります。
- ・平成21年度労務費調査において，見習・手元等の労働者が，「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられました。調査対象となった元請および下請企業は，個々の労働者の技能を十分に確認し，適切に分類，判断を行ってください。
- ・老齢厚生年金（在職老齢年金）および高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金，高年齢再就職給付金）の受給に伴い，時給，日給または月給を減額し，日当たり賃金を調整している労働者については，本年度調査より，調査対象外とします。
- ・調査対象となった元請および下請企業は，年金等の受給状況および受給に伴う賃金の調整方法を十分に確認し，調査対象労働者か否か判断

してください。

【参考・注意点】

- 1) 見習・手元等の労働者については，各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には，技能の程度，作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- 2) 老齢厚生年金等の受給に伴い，労働時間数または労働日数を減らすことで賃金月額を調整し，日当たり賃金を調整していない労働者については，従来どおり調査対象になります。
- 3) 年金等の受給に伴い，日当たり賃金を調整した労働者については，後日，年金等の受給状況を証明する資料の提示を求め場合があります。

③ 9月の賃金支払い実態の調査

標本確保のため，10月に調査対象工事に従事せず，9月に従事している38職種の労働者についても，今年度から調査の対象となり，9月分の賃金支払い実態を調査します。

④ 棄却率の改善

【参考】 9月の調査の対象となる38職種

造園工，法面工，石工，ブロック工，鉄骨工，塗装工，溶接工，潜かん工，潜かん世話役，さく岩工，トンネル特殊工，トンネル作業員，トンネル世話役，橋りょう特殊工，橋りょう塗装工，橋りょう世話役，高級船員，普通船員，潜水士，潜水連絡員，潜水送気員，山林砂防工，軌道工，大工，左官，はつり工，防水工，板金工，タイル工，サッシ工，屋根ふき工，内装工，ガラス工，建具工，ダクト工，保温工，建築ブロック工，設備機械工

表 調査対象労働者と調査対象月

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
<p>← 9月の賃金計算期間 —*— 10月の賃金計算期間 →</p>	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
<p>(10月から従事)</p>	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
<p>(9月，10月とも従事)</p>	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
<p>(9月まで従事)</p>	38職種に該当する労働者	9月の賃金を調査

→ 調査対象工事に従事した期間 ■ 調査対象月

平成21年度労務費調査においては約4割の標本が棄却されています。労務費調査の適正化、効率化を図るためにも、調査対象となった元請および下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

- 1) 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類…就業規則（または雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）および賃金台帳
- 2) 賃金支払いが確認できる書類…銀行の振込領収書または労働者の受領印等が確認できる書類等
- 3) 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類…作業日報および出勤簿等

【参考】 主な棄却理由（平成21年度労務費調査結果）

- ・ 所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない…約47千標本（23%）
- ・ 調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない…約23千標本（12%）

(2) その他実施する事項

労務費調査では、賃金台帳や就業規則を調査票の記載事項の確認資料としているため、これらが整っていない場合は無効標本として扱われます。公共事業費が年々減少している状況において標本の確保が困難になると考えており、棄却標本数の減少に向けた取り組みが引き続き重要になってきています。

平成22年度は、建設業関係団体を対象とした労務費調査の説明会を実施し、関係団体および加盟企業への労務費調査の周知に努めました。他にも、関係業界団体の協力を得て作成した賃金台帳や就業規則等の整備が容易にできる資料集「有効

回答の向上対策について」や、「調査の手引き」「調査票」および「手当の逆引き」等を国土交通省のホームページに掲載し、労務費調査の効率化および有効標本の確保を図る取り組みを実施します。

4 おわりに

本誌の刊行時期には労務費調査の説明会が各地で行われています。労務費調査は、調査対象となった企業や関係各位の多大な協力により実施するところであり、ご協力いただく皆様方には厚く御礼申し上げます。

これからも、調査の精度や透明性、調査対象となられる方々の利便性の向上のために必要な改善を進めるとともに、「個人情報保護法」等に鑑み、個人情報の取扱いには今まで以上に十分配慮してまいります。

一方で、労務費調査における標本の主な棄却理由は、所定労働時間、実労働時間が法定の週40時間以内であることを確認ができないものや、調査票に記入された事項の根拠となる、就業規則や賃金台帳が確認できないものが多数を占めています。これらの棄却された標本の労働者が就業している企業においては、労働基準関係法令の遵守状況について、再確認する必要があると考えられます。労務費調査の改善、適正化のためだけでなく、建設労働者の労働環境の向上を図るためにも、これらの労働基準関係法令の適切な遵守が重要であると考えております。

今後とも、労務費調査に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【参考URL】

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000217.html

「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」